

平成13年12月25日
内閣府

平成13年度1次補正予算（PFI関連）

機関名	事項	概要	13年度 1次補正額
内閣府	民間資金等活用事業調査費補助	地方公共団体が実施するPFI事業を推進するため、PFIを予定している事業に係る調査補助制度を創設する。	250百万円
防衛庁	防衛庁の施設におけるPFI導入にかかる調査	防衛施設のPFI化に係る調査及び防衛庁関係公務員宿舍建替えへのPFI導入に係る調査。	12百万円
外務省	PFI推進に係る在外公館施設整備調査等経費	在外公館施設におけるPFI調達の適用可能性についての調査を実施する。	40百万円
財務省	民間資金等の活用による公務員宿舍整備の推進に必要な経費	公務員宿舍のPFIによる建替実施の予定地の必要な整備を進める。	897百万円
文部科学省	中央合同庁舎第7号館整備調査経費	中央合同庁舎第7号館（文部科学省、会計検査院庁舎）のPFIによる整備に係る調査・検討（うち文部科学省部分に係るもの）を行う。	25百万円
	国立大学等施設整備PFI実施準備経費	国立大学等施設整備にPFIによる整備を導入することとし、事業化に向け必要な調査・検討を行う。	100百万円
厚生労働省	PFIによるケアハウスの整備促進	ケアハウスについて、設置主体を民間企業等に拡大し、PFI制度を活用した公設民営型による整備を促進する。	- (事項要求)
	PFIによる保育所の整備促進	保育所について、PFI制度等を活用した公設民営型による整備を促進する。	- (事項要求)
農林水産省	卸売市場施設整備PFI緊急推進事業	公設卸売市場におけるPFI事業の導入を促進するため、PFIの導入を検討している地方公共団体（卸売市場の開設者）が実施する調査に対し補助する。	20百万円

PFI法に基づき実施されている、もしくは今後実施が見込まれる事業に関連する経費に限り、以下の観点から抽出した。

1. 国のPFI事業に関する経費（調査費等）
2. 地方公共団体が実施主体となるPFI事業について、地方公共団体もしくは選定事業者に対して交付される国庫補助制度
3. PFI事業の範囲（選定事業者自ら資金調達を行い整備する範囲）外の国等による選定事業の基盤整備等に係る経費は除く

機関名	事 項	概 要	13年度 1次補正額
国土交通省	中央官庁庁舎等のP F Iによる整備	中央合同庁舎第7号館（文部科学省・会計検査院庁舎）の整備等におけるP F Iの活用について、基本計画の策定、V F Mの算定等の一部を今年度前倒し実施する。	110百万円
会計検査院	民間資金等活用事業調査に必要な経費	中央合同庁舎第7号館のP F Iによる整備のために、施設整備及び維持管理の双方の観点から必要な調査を実施する。	5百万円

P F I法に基づき実施されている、もしくは今後実施が見込まれる事業に関連する経費に限り、以下の観点から抽出した。

- 1 . 国のP F I事業に関する経費（調査費等）
- 2 . 地方公共団体が実施主体となるP F I事業について、地方公共団体もしくは選定事業者に対して交付される国庫補助制度
- 3 . P F I事業の範囲（選定事業者自ら資金調達を行い整備する範囲）外の国等による選定事業の基盤整備等に係る経費は除く